

1 前年度の実績等により見直しが必要な加算について【届出必要】

各種加算等において年度毎に算定要件を満たしているかどうか確認が必要な加算を算定している事業所（該当事業所のみ）は、年度当初に自己点検を行い、加算区分に変更がある場合は、令和6年4月30日（火）（消印有効）までに郵送にて届出を行ってください。加算区分等に変更がなければ、届出は不要です。

【前年度の平均利用者数等が算定に関わる加算】

(1) 障がい福祉サービス事業

- ・ 人員配置体制加算（療養介護）
- ・ 就労移行支援体制加算（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型）
- ・ 移行準備支援体制加算（就労移行支援）
- ・ 重度者支援体制加算（就労継続支援A型、就労継続支援B型）
- ・ 就労定着実績体制加算（就労定着支援）
- ・ 夜間支援等体制加算（共同生活援助）